

教育ローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	つるしん教育ローン“学くん”
ご利用 いただける方	高校・短大・大学・大学院・専修学校・各種学校・経理学校・予備校デザイン学校などの学校へ入学するまたは在学するご子女の保護者の方
お使用 みち	学校納付金等(入学金・授業料など)、受験費用(受験料・交通費・宿泊費など)、アパートマンションの敷金・家賃、学習塾費、教科書代、学習用品費、パソコン購入費、通学費用、国民年金保険料など
ご融資 限度額	1. 1世帯300万円以内とし、前年年収の範囲内とします。 2. 申込人の配偶者に限り、その前年年収の50%以内まで収入合算ができます。
ご利用 期間	10年以内(内最長5年据置きができます。ただし、就学期間終了後1年までとなります。)
ご融資 利率	1. 固定金利です。お借入時の利率は、返済終了時まで適用いたします。 2. 適用金利については、当金庫本支店の窓口までお問い合わせください。
ご返済 方法	1. 毎月元金均等・元利均等割賦返済の2種類のご返済方法があります。 2. ボーナス併用も可能です。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内です。
保証人・ 担保	1. 1名の保証人(安定した収入のある方)が必要です。 2. 担保は原則不要です。
確認書 類等	1. 合格通知書・入学許可証・合格証明書・在学証明書・学生証・見積書等 2. 所得を証明する書類 3. 普通預金のお取引印鑑等 4. 本人確認書類 ※その他確認書類をお願いする場合があります。
団信保 険	ご加入いただきます。(保険料は当金庫が負担いたします。)
手数料 等	返済条件を変更する場合には、手数料11,000円が必要です。
苦情処 理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話:0770-22-9433)、苦情等は、営業店または総務部(9時~17時、電話:0770-22-9430)にお申し出ください。
紛争解 決措置	福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

敦賀信用金庫

教育ローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	つるしん教育ローン“学くん”
その他	<ol style="list-style-type: none">1. ご融資金は、原則として当金庫でご契約の口座に振込させていただきます。2. お借入時には、金銭消費貸借契約書等に係る印紙税、資金振込の場合には振込手数料が必要となります。3. 金融情勢により金利が変動する場合があります。4. お申込みに際しましては、事前に審査をさせていただきます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。5. 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。